

“マンションの賃料の相続は？”

質問：初めまして、いつもみのり通信を拝見しています。時事問題からこの専門的な質問とそのご回答まで、とても参考にしております。そこで初めて質問をしたいです。母は亡くなっていますが父はまだ存命で不動産賃貸業をしています。そこで、少し相続で気になることがあります。父が亡くなると遺産分割をしないといけませんが、その分割をするまでの不動産の賃料はどのような扱いになるのですか。少し気になったのでお聞きしたいです。

回答：ご質問ありがとうございます。お答えいたしますと、お父様がお亡くなりになり遺産分割をするまでは、そうしたマンションなどの不動産賃料は相続人の相続分に応じて単独で取得することになります。わかりやすくいいますと月額賃料が100万円あって相続人がお子様二人でしたら50万円ずつ取得することになります。つまり月額100万円を遺産分割するまでお子様二人で共有するというわけではありません。このあたりが現金預金の分割前の扱いと異なるところです。ただし注意したいのは、もし相続人全員の同意があれば、その分割前の賃料も含めて遺産分割の対象とすることができます。最後に忘れてはいけないのが、もしそのように分割前の賃料を相続分に分けて取得する場合は、確定申告時にその相続分の不動産所得を入れる必要がある点です。

“南丹支店のご紹介”



みのりサポートの南丹支店は日本基督教団丹波新生教会の中に設置されています。

南丹市の大きな通りに面しており、すぐ側には南丹市市役所や地域包括センターなどがあり、近隣地域の行政や福祉の拠点となるような場所です。

他にも地域の高齢者サポートを業務とする宇田行政書士事務所も併設されております。スタッフ一同、地域の方に何かあったらすぐにご相談いただけるような支店にしていきたい所存です。